

(仮称) 産業ミュージアムのプレ事業企画運営
業務委託事業者募集要項

1 件名

(仮称) 産業ミュージアムのプレ事業企画運営業務委託

2 プロポーザル方式実施の趣旨

(仮称) 産業ミュージアム(以下「産業ミュージアム」という。)のプレ事業企画運営業務委託を実施するにあたり、区が掲げる創造都市の推進、すなわち芸術・文化・デザインなどの創造的な活動を、地域の価値創造と課題解決、そして人と人の交流へとつなげる考え方にに基づき、専門的知識や技術を有する事業者からの提案を求めます。

本プロポーザルでは、産業ミュージアム整備予定地の歴史的背景を活かしつつ、STEAM教育の視点に基づくラーニングプログラムに係る提案を募り、これを本事業に活用します。

これにより、将来的な施設運営を見据えた知見の蓄積及びオープンに向けた気運醸成を図るとともに、多くの事業者から創造的かつ多角的な提案を求め、公正かつ公平な方法で、総合的な見地から本事業に最適な事業者を選定するものです。

3 契約期間

契約締結日(令和8年5月予定)から令和9年3月31日まで

4 契約上限額

¥8,096,000-(税込)

5 委託内容

別紙1「委託仕様書(案)」のとおり

6 区が求める提案内容

別表2「2次審査表 1プレゼンテーション内容」のとおり

7 関係資料

別紙2「企画提案にあたっての留意事項」

別紙3「みんなに かけ橋 いたばし創造都市宣言書」

別紙4「(仮称)産業ミュージアムのプロモーション業務実績」

別紙5「板橋区立板橋第五中学校ランチルーム現況資料」

8 参加資格要件

以下の項目を全て満たしている場合に参加できます。

(1) 東京都板橋区競争入札参加資格(東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおけ

る物品買入れ等競争入札参加資格取得者)を有していること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱(平成17年3月31日区長決定)による指名停止を受けていないこと。
- (4) 参加者又はその役員等が以下の項目に該当しないこと。
 - ① 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。
 - ② 暴力団員等を雇用している。
 - ③ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
- (5) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (6) 提案金額が契約上限額の範囲内であること。
- (7) プライバシーマーク取得事業者であること。

9 参加申込手続・プレゼンテーション

前記の参加資格要件を満たし、本プロポーザル方式に参加を希望する場合は、下記に従い必要書類を提出してください。

(1) 1次審査

① 提出書類

	書類	様式等
1	プロポーザル方式参加申込書	様式1
2	提案書	会社名記載のあるもの及び 会社名記載のないもの
3	会社概要	任意様式又はパンフレット
4	財務諸表(損益計算書、貸借対照表)	直近1年分
5	業務受託実績一覧表	様式2
6	見積書(内訳付)	
7	各種認証の取得状況一覧	様式3
8	履歴事項全部証明書	
9	プライバシーマーク付与登録証	写し

② 提出期限

令和8年3月19日(木)17時まで

③ 提出先・提出方法

ア 本提案における資料等については、区ホームページからダウンロードできます。

【URL】<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bunka/proposal/boshu/1061982.html>

イ 「18 問い合わせ先(書類提出先、質問送付先)」に記載のメールアドレス宛に各データを提出してください。

ウ データ容量上、メール添付ができない場合は、区所定のファイルストレージシ

システムをご案内しますので、提出前にメールにてお問合せください。（参加事業者が日頃利用されているファイルストレージは区のセキュリティ上受信できない可能性があります。）

④ 提案書について

ア 別表2「2次審査表」の審査項目・審査基準に対する提案内容等を簡潔にまとめてください。

イ 提案書は原則A4サイズ・横向きで作成し、ページ番号を附番してください。

ウ フォントサイズは12ptを基本としてください。

⑤ その他

ア 提出された書類の再提出、追加提出又は記載内容の変更は認めません。

イ 参加申込後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、様式4「（仮称）産業ミュージアムのプレ事業企画運営業務委託プロポーザル方式参加辞退書」をご提出ください。

ウ プロポーザル方式の参加に要する費用は、全額参加者の負担とします。

(2) 2次審査

2次審査では、参加申込時に提出いただいた提案書をもとにプレゼンテーションを行っていただきます。本業務に携わる主たる担当者は出席して下さい。プレゼンテーションの詳細については、1次審査結果通知時に案内します。

※追加資料の提出、資料の配付は認めません。

※スクリーン、モニターをご用意します。使用する場合、投影する提案書は申込時と同様の内容としてください。

10 審査方法、審査項目及び審査基準

提案採用者の選定にあたっては、1次審査（書類審査）及び2次審査（プレゼンテーション）の2段階で実施します。

(1) 1次審査（書類審査）

① 審査方法

参加資格要件を満たしているか審査します。参加者が5を超えた場合、審査項目及び審査基準を評価し、1次審査で5以内に絞ります。

② 審査項目及び審査基準

別表1「1次審査表」のとおり。

③ 選定結果の通知

1次審査の結果は、参加者にメールで通知します。1次審査通過者に対しては2次審査の案内を通知します。なお、審査の過程は公表しません。

(2) 2次審査（プレゼンテーション）

① 審査方法

提案書を基にプレゼンテーション（発表：15分程度予定、質疑応答：20分程度予

定)をしていただき、提案採用者を決定します。なお、評価点が満点の6割未満のときは提案採用者としません。

② 審査項目及び審査基準

別表2「2次審査表」のとおり。

③ 選定結果の通知

提案採用者を選定し、その選定結果について、メールで通知します。審査の過程は公表しません。

④ 選定結果の公表

2次審査終了後に、審査項目、審査基準、審査結果（順位、評価点等）及び評価点の内訳を区ホームページで公表します。また、提案採用者については、事業者名及び提案価格も公表します。

11 建造物内部の見学

- (1) 産業ミュージアムとして整備する建造物内部の見学を希望する場合は、令和8年3月4日（水）17時までに「18 問い合わせ先（書類提出先、質問送付先）」をご参照の上、メールにてご連絡下さい。
- (2) 令和8年3月6日（金）の指定された時間帯での見学となります。（自由見学形式、写真撮影可）
- (3) 事業者の見学する時間帯には区職員が立会いますが、建造物内部の説明や質疑応答の時間は設けません。

12 質問及び回答

質問はメールで受け付け、全ての参加者が確認できるよう区のホームページにて回答します。質問は、様式5「（仮称）産業ミュージアムのプレ事業企画運営事業委託提案質問書」を用いてください。質問期限、質問送付先メールアドレスについては「13 スケジュール」及び「18 問い合わせ先（書類提出先、質問送付先）」を参照ください。

13 スケジュール

- | | |
|---------------------|------------------------------------|
| (1) 参加申込受付期間 | 令和8年3月2日（月）から
令和8年3月19日（木）17時まで |
| (2) 建造物内部の公開 | 令和8年3月6日（金）の指定された時間帯 |
| (3) 質問期限 | 令和8年3月9日（月）17時まで |
| (4) 前記質問に対する回答 | 令和8年3月13日（金）を予定 |
| (5) 1次審査の結果通知 | 令和8年3月30日（月） |
| (6) 2次審査（プレゼンテーション） | 令和8年4月9日（木）の指定された時間帯 |
| (7) 2次審査の結果通知・公表 | 令和8年4月15日（水） |

14 契約方法

- (1) 選定された提案採用者は、提出された企画提案書、見積書を踏まえ、区と協議を行い、協議が整った場合に、提案金額の範囲内で、区と委託契約を締結することとします。
- (2) 協議によって、提出された企画提案書等の内容と仕様書が異なる場合があります。
- (3) 提案採用者が辞退、または特別な理由（提出書類又は提案内容に虚偽があることが判明した場合など）により契約締結できない場合は、提案採用次点者と契約交渉をします。

15 予算措置について

本プロポーザル方式は、令和8年度予算の成立（板橋区議会で令和8年3月下旬議決予定）を前提として行うものであり、予算が成立しなかった場合は、契約締結を行わない場合がありますのでご了承ください。

16 提案書等の情報公開について

プロポーザル方式への参加申込手続以降に、区に提出された書類については、東京都板橋区情報公開条例に基づき公文書公開請求（情報公開）の対象となります。条例第6条第1項第1号から第6号に該当する事項以外は原則公開となることから、あらかじめ了承のうえ提出してください。

17 その他

- (1) 本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 本件に関する所有権・著作権等の一切の権利は、区に帰属するものとします。
- (3) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らすことを禁じます。
- (4) メール等の通信事故等について、区は一切の責任を負わないものとします。
- (5) 受託者が個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び東京都板橋区個人情報保護法施行条例の規定に基づく個人情報の取り扱いに係る保護措置を講ずる必要があります。

18 問い合わせ先（書類提出先、質問送付先）

板橋区産業経済部産業振興課産業遺産担当係 岩崎・村上
〒173-0004 東京都板橋区板橋2-65-6 情報処理センター5階
Tel:03-3579-2430 Fax:03-3579-9756
Eメール: sg-isan@city.itabashi.tokyo.jp

仕様書（案）

1 件 名

（仮称）産業ミュージアムのプレ事業企画運営業務委託

2 履行期間

契約締結日（令和8年5月予定）から令和9年3月31日まで

3 履行場所

区指定場所

4 業務目的

令和 11 年度中にオープンを予定している（仮称）産業ミュージアム（以下「産業ミュージアム」という。）では、整備予定地である国史跡「陸軍板橋火薬製造所跡」の立地環境と旧理化学研究所板橋分所（以下「旧板橋分所」という。）の建造物が有する歴史的価値を生かしながら、次世代の産業を担う人材や理系人材を育てていくことを目指している。

また、区が推進する創造都市の考え方にに基づき、これらの歴史的資産をクリエイティブな活動の場として再定義することで、新たな価値の創造や多様な交流を促進し、地域全体の活性化を図るための拠点としていく方向である。

これらを踏まえ、本業務は、産業ミュージアムで展開するラーニングプログラム（以下「プログラム」という。）をオープン前に実施することで、オープンに向けた事業スキームをブラッシュアップしていくとともに、産業ミュージアムへの期待感を高めていくことを目的としている。

5 業務計画書の提出

- （1）受託者は、契約締結の日から 10 日以内に業務計画書を提出し、区の承認を得ること。
- （2）業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - ① 業務の実施体制
 - ② 業務の進め方
 - ③ 業務詳細工程（区との打合せ計画を含む）

6 業務概要

- （1）与条件の整理
- （2）プログラムの企画立案業務
- （3）プログラムの運営管理業務
- （4）プログラムの参加料（以下「参加料」という。）の収納業務
- （5）産業ミュージアムのプロモーション業務
- （6）事業実施報告書の作成
- （7）区との打合せ及び議事録の作成

7 業務内容

(1) 与条件の整理

本業務の企画・運営に向けて、以下の与条件を整理すること。

- ① 産業ミュージアム基本構想・基本計画検討会における検討内容
- ② 整備予定地の現況
- ③ その他

ア みんなに かけ橋 いたばし創造都市宣言

イ 板橋区史跡公園（仮称）（以下「史跡公園」という。）の関連計画

(2) プログラムの企画立案業務

① プログラムの企画立案

区の創造都市推進の考え方と STEAM 教育の視点にも着目しながら、以下のとおり、次世代のものづくり産業を担う人材や理系人材の育成を図るためのプログラムを企画立案すること。

ア 内容

- ・印刷・光学等の区産業に触れながら、創造力や表現力を育むためのプログラム
- ・産業ミュージアムの整備予定地の歴史・資源を活用したプログラム
- ・その他、本プレ事業の業務目的を達成するために必要なプログラム

イ 回数

10 回から 20 回程度

※1 回あたりの所要時間は 1 時間から 2 時間程度とする。

※1 回あたりの定員は 20 名程度とする。

ウ 期間

令和 8 年 7 月から令和 9 年 3 月末まで

エ 対象者

区内在住・在学の小中学生

※申込状況に応じて区外在住・在学の小中学生も可とする。

オ 参加料

区の講座に係る受益者負担金の考え方に基づき算定する。

② 講師の選定

プログラムを進行する講師を選定し、区の承認を受けること。

※区の協定団体や区内事業者の活用に努めること。

③ 企画書の提出

企画書（紙ベース・電子媒体各 1）を提出し、区の承認を受けること。

(3) プログラムの運営管理業務

企画書に基づき、次とおりプログラムの運営を行う。

① 募集周知

ア 広報物の企画・立案・デザイン制作・作製

- イ 広報媒体の選定及び掲載手続き
※区の広報媒体への掲載手続き、区立施設（小中学校含む）への広報物の
掲示依頼については、区が行うものとする。

② 参加者対応

- ア 申込受付（氏名、住所、学校名、学年、保護者氏名、保護者連絡先）
※区の電子申請システム「以下「LoGo フォーム」という。」で受付する。
ただし、LoGo フォームを利用できない旨の問い合わせを受けた場合は、
そのまま必要項目を聞き取り、申込を受け付けること。
※LoGo フォームの管理・編集は区が行う。受託者は参加者の申込状況を
管理するために必要な閲覧・集計を行うこと。
- イ プログラム当日の案内（申込者や参加者からの問い合わせを含む）
- ウ 当日の受付と出欠確認
- エ アンケート収集
- オ 延期や中止等の緊急連絡
- カ 傷害保険加入
- キ 事故及び傷病人が発生した場合の対応

③ 講師対応

- ア スケジュール調整
- イ プログラム当日までの打合せ
- ウ 謝礼の支払い

④ 会場準備

- ア 施設管理者と協議・調整
- イ プログラムに必要な消耗品、教材等の準備
- ウ 会場の設営、撤去

⑤ プログラムの運営

- ア 司会・進行
- イ 講師補助
- ウ 記録用の写真・動画撮影
- エ その他運営に必要なこと

（４）参加料の収納業務

参加料は区の収入とするため、受託者は区に代わって参加料を受領する収納業務を行うこと。なお、地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、区は受託者を指定公金事務取扱者に指定するため、受託者は必要な書類を区に提出するものとする。

① 対象

- ア LoGo フォームでプログラムに申し込んだ者のうち、LoGo フォームの決済機能を利用しなかった者
- イ LoGo フォーム以外の方法によってプログラムの申し込みをした者

② 方法

- ア 出納責任者を配置し、当該出納責任者の氏名を区に通知すること。
- イ 参加料の振込先銀行口座等を設定し、振込期日を設けた上で参加者へ周知する。
 - ※プログラムの会場において、現金で収納することも可能とする。
- ウ 出納簿を整備し、複数名で参加料の入金等を確認する。
- エ 参加料の入金が確認できない参加者に対して督促する。
- オ 全プログラムの参加料を受領した後、参加者名・入金日・参加料をまとめた収納報告書を区へ提出すること。

③ 区への納入

区は受託者から収納報告書を受領した後、受託者に対して納入通知書を発行し、期日までに区の指定口座へ参加料を納付する旨を通知するので、期日までに納付すること。

(5) 産業ミュージアムのプロモーション業務（2回程度）

①区主催イベントの企画立案の支援

産業ミュージアムのオープンに対する期待感を高めていくためのイベント企画立案の助言を行うこと。

②広報物（展示パネルや記念品等）の企画・立案・デザイン制作・作製

イベントで使用する広報物の作製等を行うこと。

③広報物の納品

区が指定する場所に作製した広報物を納品すること。

(6) 史跡公園整備事業と協同したプログラムの実施

別紙「板橋区史跡公園（仮称）整備事業に伴う中学生を対象にしたラーニングプログラム企画案」参照

(7) 事業実施報告書の作成

本業務の実施結果を踏まえ、産業ミュージアムのオープンに向けた改善点や提案事項等をまとめること。

(8) 区との打合せ及び議事録の作成

本業務に関し担当者との打合せを随時行う。

8 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 企画書 | 1部 |
| (2) 広報物 | 1式 |
| (3) 事業実施報告書 | 1部 |
| (4) 参加料の収納報告書 | 1部 |
| (5) 個人情報データ消去実施証明書 | 1部 |
| (6) 記録写真・動画データ | 1式 |
| (7) 上記(1)～(5)のデジタルデータ | 1式 |

9 業務の完了報告及び契約代金の支払い

- (1) 履行完了後、すみやかに完了報告書を区に提出すること。
- (2) 契約代金は、完了報告書に基づく区による検査に合格した後、受託者からの書面による請求に基づき、一括して支払う。

10 個人情報の取扱い

- (1) 電算処理等で個人情報を取り扱う業務については、別添「電算処理の個人情報を取り扱う業務委託の特記事項」を遵守すること。
- (2) 受託者は、区と協議のうえ、受託者が取り扱う業務の範囲、業務遂行過程における具体的な個人情報の取扱い方法について明記したマニュアルを作成し、それに基づき事前研修を行うこと。
- (3) 通信経路にはファイアウォールを設置することで、不正アクセス及び侵入を防止すること。
- (4) 受託者が使用するサーバ及び端末には、ウイルス対策ソフトを導入し、脆弱性診断を実施すること。
- (5) LoGo フォームの利用にあたっては、区の運用マニュアルを遵守すること。
- (6) LoGo フォームの利用アカウントの取得にあたっては、社内等で付与された業務上で使用する個人メールアドレスを用いること。
- (7) データの保管方法は、クラウドサービス上に保存または、その他区が認めたサーバ等への保存のいずれかとする。
- (8) 上記(7)のうち、「クラウドサービス上に保存」の場合は、利用するクラウドサービスが ISMAP クラウドサービスに登録されており、有効であること。若しくは「板橋区クラウド等の外部サービス利用に関するガイドライン」に示す「外部サービス利用におけるセキュリティ要件」を満たすこと。
- (9) 上記(7)のうち、「その他区が認めたサーバ等への保存」の場合は、以下の保護措置を講じること。
 - ①受託者が使用するサーバ等へ格納するデータは、アクセス制御・ウイルス対策ソフトの導入・データ暗号化等情報漏洩・紛失の事故防止策を講じる。
 - ②利用状況を記録し、分析可能なアクセスログの収集を行い、不正アクセスまたはデータが改ざんされていないか監視する。
- (10) 受託者が利用するデータセンターは、国内に設置されているものに限定すること。
- (11) 受託者がデータセンターで使用するサーバは、他の団体・組織から干渉されない論理構造、構成を持つものとする。
- (12) データセンターへの入退室は、ID カード、生体認証により行うこと。また、受託者は、入室目的、入退室時間、作業内容、記録媒体の有無、身分証明書等を確認し、記録、管理を行うこと。
- (13) リモート保守に伴う受託者とデータセンターとの接続には専用回線を用い、不

正なアクセス及び侵入を防ぐ対策を施すこと。また、リモート保守を行う際は、個人情報を取り扱わないこととする。

- (14) 受託者と区間の個人情報を含むデータの授受は、区のファイルストレージシステムを使用して行うこと。
- (15) 委託契約終了時には、データ消去や消去確認の方法を区に説明したうえで、データ消去ソフトウェアによる全データの消去を実施し、データ消去実施証明書を提出すること。

11 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、区と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置の下で進めること。
- (3) 受託者は、区と連絡を密にとり、作業の進捗に支障のないようにすること。
- (4) 受託者は、本業務の全部または一部を、区の許可なく第三者に再委託してはならない。
- (5) 受託者は、区から貸与された資料等の取扱いには十分注意すること。
- (6) 受託者と区間のデータの授受は、次の点を遵守する。
 - ① 原則として外部記録媒体は使用せず、区指定の「ファイルストレージシステム」を用いて授受を行う。「ファイルストレージシステム」の利用ができない場合は、その理由を明らかにし区の指示を受けること。
 - ② 使用するファイル等は、作業開始前にウイルスチェックを実施し、安全を確認したうえで作業に入り、作業終了後は同様にウイルスチェックを実施し、安全を確認すること。
- (7) 本業務で発生した成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は区に帰属する。受託者は、区の承諾を得ずに成果品を使用してはならない。
- (8) 受託者が作成した広報物及び成果品等については、区の承諾を得ずに使用してはならない。
- (9) 物品納入でディーゼル車を使用する場合は、ディーゼル規制適合車を使用すること。
- (10) その他、本仕様書に明示のないもの、またはその解釈に疑義が生じたものについては、受託者と区で協議の上、定めるものとする。

12 納入場所・担当

板橋区産業経済部産業振興課産業遺産担当係 岩崎・村上
〒173-0004 東京都板橋区板橋2-65-6 情報処理センター5階
Tel:03-3579-2430 Fax:03-3579-9756
Eメール: sg-isan@city.itabashi.tokyo.jp

板橋区史跡公園（仮称）整備事業に伴う 中学生を対象にしたラーニングプログラム企画案

板橋区教育委員会事務局史跡公園担当課

※本資料は令和8年1月時点のものであり、検討の進捗に伴い内容を変更する可能性がある。

1 プログラムの概要

(1) 地域の歴史調査

中学生（5名程度）が生涯学習課の学芸員と調査チームを組み、地域の歴史に関する調査研究を体験する。チームで共同して聞き取り調査や文献資料の調査に取り組む

(2) 調査データの取りまとめ

印刷物（小冊子やZINE）として発行することを念頭に、調査で明らかになった情報や収集したデータを基にした執筆や編集作業を行う。執筆・編集作業は入稿可能な状態までとし、それ以降のデザインや組版、印刷、製本工程は伴わない。

2 期間

令和8年7月18日～8月31日（区立小中学校の夏季休暇期間）のうち、5日間程度の連続プログラム。（+個人ワーク 最大3日間）

想定されるスケジュール

1日目	ガイダンス
2日目	調査活動
3日目	調査データの取りまとめ（※4日目までの期間に個人ワーク日を設ける）
4日目	調査データの取りまとめ、入稿データ完成（※8月上旬を想定）
5日目	総括、参加者へ印刷物を贈呈（※8月下旬を想定）

3 対象者・募集人数案

板橋区在住の中学生 最大5名程度（最少実施人数2名）

4 コーディネーター・スタッフ

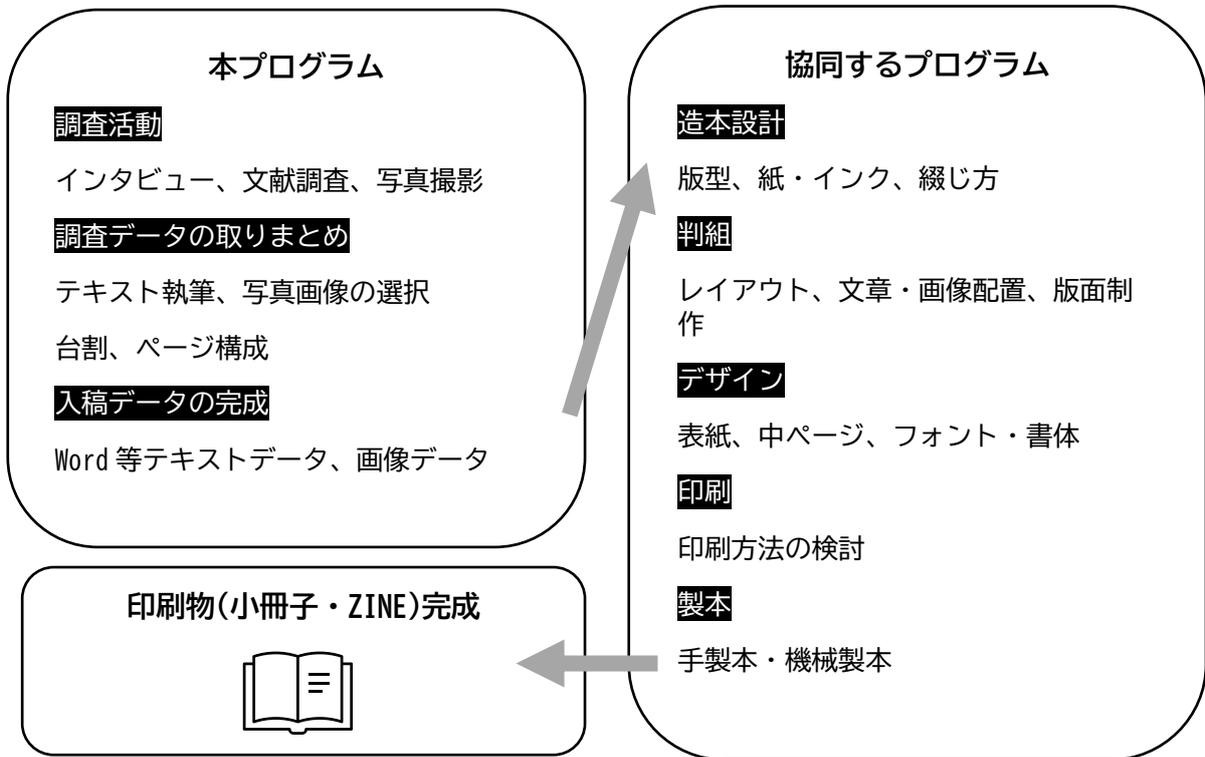
板橋区教育委員会事務局史跡公園担当課・生涯学習課 職員・学芸員 2・3名

5 その他ラーニングプログラムとの協同

本プログラムは、取りまとめた調査データを印刷物（小冊子や ZINE）として発行することを視野に入れて活動する。印刷物の制作にあたっては、判組やデザイン、印刷、製本を主とした創作活動を行うラーニングプログラム等との協同も検討する。

また制作した印刷物は、プログラムの参加者や協力者等に配布するほか、アーカイブズ資料として板橋区教育委員会が公開・活用する。

運営スキーム



想定される印刷物のイメージ

A5判、手製本等（中綴じホチキス製本やミシン綴じなど）、カラー刷り、造本加工あり（UV厚盛り加工、ラミネート加工等）、48-64頁程度、50部程度

以上

電算処理の個人情報を取り扱う業務委託契約の 特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、東京都板橋区個人情報保護法施行条例（令和4年板橋区条例第54号）、東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する条例（平成27年板橋区条例第56号）等を遵守し、個人情報の取扱いを適正に行い、個人の権利利益を保護することに努めなければならない。

2 この特記事項における「個人情報」とは、次に掲げる個人情報等を総称するものとする。

(1) 個人情報保護法第2条第1項に規定する「個人情報」

(2) 番号法第2条第8項に規定する「特定個人情報」

3 乙は、この契約に基づく業務に従事する者の範囲を明確化したうえで、適切に監督し、個人情報の取扱いに係る研修・教育を行うものとする。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約を終了した後又は解除された後も同様とする。

2 乙はこの業務に従事している者に対し、在職中及び退職後において、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対し罰則が適用される可能性があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。

(個人情報保護に関する規定の提出)

第3 乙は、個人情報保護に関する社内規定を甲に提出しなければならない。当該規定を変更するときも同様とする。

(処理施設、処理日程及び作業従事者の通知)

第4 乙は、この契約に係る電算処理施設、処理日程及び作業従事者を甲に書面をもって通知しなければならない。

(授受担当従事者の通知)

第5 乙は、甲との個人情報及び個人情報の記録された製品の授受に従事する者を甲に書面をもって通知しなければならない。

(目的外利用及び外部提供の禁止)

第6 乙は、個人情報を甲の指示する目的以外に使用してはならない。また、番号法第

19 条各号に規定する場合を除き、第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による個人情報の取扱い業務を第三者に委託し、又は請け負わせて(「再委託等」という。)はならない。ただし、当該業務の一部について第三者に再委託等をする必要がある場合には、あらかじめ再委託等をする事業者(「再受託者等」という)の名称・所在地、再委託等の内容、理由、事業執行の場所及び従事者を甲に書面(別記第1号様式)をもって通知し、甲の書面(別記第2号様式)による承諾を得なければならない。

2 乙は、前項ただし書きの規定により再受託者等に取り扱わせる場合は再受託者等の当該業務に関する報告を行わせるとともに、その内容を甲に書面にて報告しなければならない。また、再受託者等の当該業務に関する行為については、甲に対しすべての責任を負うものとする。

(複写及び複製の禁止)

第8 乙は、個人情報の全部又は一部を甲の許可なく複写又は複製してはならない。甲の許可を受けて複写又は複製したときは、電算処理業務の終了後直ちに複写又は複製した当該個人情報を消去、破棄又は破砕等の処理を行って解読不可能な状態とし、再生又は再利用ができない状態にしなければならない。また、処理後は直ちにその結果を証明する書類を甲に提出しなければならない。

(個人情報の授受)

第9 個人情報の授受は、甲が指定した職員が、指定した日時、場所で行い、乙は授受の際に個人情報の預かり証を甲に提出しなければならない。

(個人情報の保管)

第10 乙は、個人情報の保管及び管理について施錠できる保管庫又は施錠可能若しくは入退管理の可能な保管室に格納するなど善良なる管理者の注意義務をもって当たり、個人情報の紛失、漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故を防止しなければならない。

2 乙は、個人情報の全部又は一部を甲の許可なく乙の事業所から持ち出してはならない。

(個人情報の返還)

第11 乙は、業務を終了したとき、契約を解除されたとき又は甲が請求したときは、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、直ちに甲に返還若しくは引き渡し、又は廃棄若しくは消去するとともに、返還若しくは引渡し又は廃棄若しくは消去を証する書面を甲に提出しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(製品の引渡し)

第 12 乙は当該製品の作成業務終了後、直ちに個人情報記録された製品を、甲があらかじめ指定した職員に引き渡さなければならない。

(個人情報の搬送)

第 13 乙は、甲との間において、個人情報の搬送を行う場合は、原則として、甲が指定するネットワークによる搬送方法を使用することとする。この方法によりがたい場合、乙は、事前に、甲の承認を得たうえで、個人情報記録された、磁気ファイル、帳票等を専用ケースに収納し、施錠するなど事故防止措置を講じて搬送しなければならない。また、電磁的記録媒体で搬送するときは、暗号化処理を施す等のセキュリティ対策を講じなければならない。

(個人情報の外部結合による電送等)

第 14 乙は、甲の承諾を得て乙の電子計算機等と外部の電子計算機等とを結合して個人情報であるデータを送受信するときは、外部からの不正侵入を防ぐため、双方のサーバにファイアーウォールを設けるとともに、データを暗号化しなければならない。また、乙は、ID、パスワードを設定し、システムの操作者を限定しなければならない。

(立入検査及び調査)

第 15 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の管理状況等について、随時に実地に立入検査又は調査し、報告を求めることができる。

2 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱う個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができるものとし、乙はこれに従うものとする。

(事故発生の報告)

第 16 乙は、個人情報の紛失、漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が発生したとき又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に通知する。また、当該事故解決に努めるとともに、遅滞なくその状況について書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(不良製品等の処分)

第 17 この契約による業務の処理中に不良又は不用品が発生したときは、乙は、その発生数量、発生原因を甲に報告し、その処分について甲と協議するものとする。

(契約の解除及び損害賠償)

第 18 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による業務を処理するために乙又は再受託者等が取り扱う個人情報について、乙又は再受託者等の責に帰すべき理由により個人情報の紛失、漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が発生したとき。

(2) 前号に掲げる事項のほか、この特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

(公表措置)

第 19 甲は、乙が個人情報の紛失、漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故を発生させたときは、その事実を公表することができる。

2 甲は、乙が第 1 から第 18 までに掲げる個人情報の保護に関する義務に違反し又は怠った場合には、板橋区情報公開及び個人情報保護審議会に報告するとともに、その事実を公表することができる。

第1号様式

東京都板橋区再委託承認申請書

年 月 日

(あて先) 東京都板橋区長

所在地

団体名

代表者氏名

印

下記のとおり、受託業務の一部を再委託したいので承認願います。

記

契約件名	
契約締結日	
契約番号	
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで

再委託内容

再委託先	所在地	
	団体名	
	代表者氏名	
再委託業務	(内容・執行場所・従事者等)	
再委託理由		
再委託期間	年 月 日から 年 月 日	
添付書類	個人情報保護措置について確認できる書類として 1 再委託先との契約書又は仕様書の写し 2 その他 ()	

第2号様式

東京都板橋区再委託承認（不承認）通知書

年 月 日

様

東京都板橋区長

年 月 日付で申請のあった再委託承認申請について、下記のとおり通知します。

記

通知内容	承認 ・ 不承認
契約件名	
契約締結日	
契約番号	
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで
再委託先	所在地
	団体名
	代表者氏名
再委託業務	
承認条件	<p>1 本契約の受託者は、再委託先社員に対し、受託者社員と同様にセキュリティ教育を実施すること。</p> <p>2 個人情報の保護に関する事項について、再委託先においても、必要に応じて区への報告又は区の立ち入り調査に応じること。</p> <p>3 再委託先の責に帰すべき理由による損害が発生したときは、受託者は再委託先と連帯して必要な措置及び損害賠償をすること。</p> <p>4 再委託先において、その受託業務の一部を更に再々委託することを禁止する。</p> <p>5 その他 []</p>
不承認の理由	

企画提案にあたっての留意事項

提案にあたって必ずお読みください。

以下の記載内容を踏まえて、企画提案書の作成をお願いします。

1 プレ事業概要

区では、平成29年8月に「板橋区史跡公園（仮称）基本構想」を策定し、板橋区加賀一丁目7番地及び8番地に所在する国史跡「陸軍板橋火薬製造所跡」を保存・活用した板橋区史跡公園（仮称）の整備事業を進めています。

本事業には、整備予定地に現存する旧理化学研究所板橋分所（以下「旧板橋分所」という。）が使用していた建造物を活用した（仮称）産業ミュージアム（以下「産業ミュージアム」という。）の整備が含まれています。産業ミュージアムについては、現在、史跡公園整備事業全体と整合を図りつつ、具体的な機能の最適化に向けて、公園の一体的な利活用に関する検討を進めている段階にあります。

本業務は、令和11年度中のグランドオープンに向け、産業ミュージアムの整備予定地である旧板橋分所の建造物が有する歴史的価値を生かしながら、次世代の産業を担う人材や理系人材を育むためのラーニングプログラムを企画立案し、同プログラムの企画運営を通じて将来的な施設機能の検討に資する知見を得るためのものです。

2 プレ事業の実施目的

本プレ事業は、産業ミュージアムのオープンに向け、以下の3つの目的をもって実施していきます。

(1) 産業ミュージアムのオープンに向けた気運醸成

産業ミュージアムの整備について広く周知し、オープンへの期待感を高めることを目指し、地域住民や関係団体、企業、そして将来を担う若い世代に対して、産業ミュージアムの存在意義や魅力を積極的に発信し、オープン前から多角的な関わりを促していきます。

(2) ソフト事業スキームの研究

本プレ事業を通じて、産業ミュージアムの核となるソフト事業のプログラムの形態や運営手法を検討します。また、事業者や大学、研究機関などの関係構築を図ることで、オープン後に展開するソフト事業の基礎を築いていきます。

(3) 板橋第五中学校との連携体制の構築

産業ミュージアムと板橋第五中学校は、石神井川を挟んで徒歩5分ほどの距離にあります。校舎改築計画が進行中の同校との連携は、その立地を最大限に活かすものです。

この連携により、将来を担う若い世代にとって魅力的な教育コンテンツを共同で研究・創出するとともに、将来的な産業ミュージアムと同校の継続的な連携体制を構築し、地域に根差した教育活動のさらなる充実を図っていきます。

3 産業ミュージアムを取り巻く歴史的背景

産業ミュージアムの整備を進めている場所は、加賀藩下屋敷時代から火薬製造所時代を経て現代に至るまで、常に「研究」の精神が息づいてきました。また、「工都板橋」と呼ばれるようになった要因の1つが、この火薬製造所の存在であり、近隣に集積した下請け工場や関連企業が、戦後の地域復興を産業分野から支えました。

そして、戦後、理化学研究所が板橋分所を開設し、宇宙線観測を行うなど、日本の科学研究の一翼を担うこととなりましたが、区は、こうした歴史的背景こそが、産業ミュージアムで展開するソフト事業の根幹を成すものであると考えています。

4 プレ事業の方向性

本プレ事業で提供するプログラムは、一般的な教育・科学体験の提供に留まるものではありません。当地が有する唯一無二の歴史的アイデンティティを基盤とし、未来の産業を切り拓く探究心と創造性を育むラーニングプログラムを展開していきます。

5 提案を求める区の考え方

(1) 企画内容

・仕様書の項番7の(2)プログラムの企画立案業務を参照してください。

(2) 回数構成

・複数回で1つのプログラムを構成させることも可能とします。

(例：区産業に触れながら、創造力や表現力を育むためのプログラムについて、対象を中学生とし、計3日間で1つのプログラムを提案する等)

(3) 実施期間

・各プログラムの実施日時は、契約締結後に区と調整して決定していきますが、提案書を作成する際は、各プログラムの募集期間や実施日等がイメージできるようにしてください。

・本プレ事業は、創造都市の推進に向けた区主催事業「(仮称)絵本フェスタ」と足並みを揃えた取組として展開します。そのため、プログラムの開始時期は、同フェスタの開催期間(令和8年7月～8月)に合わせ、令和8年7月下旬(夏休み)又は8月上旬(お盆前)を想定しています。

・「第30回いたばし産業見本市」(令和8年11月5日～7日)、と「国史跡陸軍板橋火薬製造所跡の公開イベント」(開催日は未定)などと連関させた日程も視野に入れていきます。

(4) 会場

・区立板橋第五中学校ランチルームの予定です。別紙5「板橋区立板橋第五中学校ランチルーム現況資料」を参照してください。

・使用する時間帯は、区が学校側とも調整して決めていきますが、学校活動時間外である「平日16時から18時頃まで」又は「土日9時から17時まで」の

時間帯を見込んでいます。

・プログラムの内容によっては、ランチルームが使用できないことがありますので、他施設（区立植村記念加賀スポーツセンターなど）で調整する場合があります。

(5) 対象と定員

・対象は、プログラムの内容や難易度に合わせて、適切な学年に絞った提案することが可能です。

（例：Aプログラムは小学5～6年、Bプログラムは中学2年）

・本プレ事業は、整備予定地である建造物内の広さを考慮したものであるため、1つのプログラムの定員は、20名程度と考えています。

(6) 当地の歴史・資源を活用したプログラムについて

・加賀藩下屋敷時代の歴史を学ぶラーニングプログラム（板橋区生涯学習課担当）と連携させたプログラムも想定しています。

・産業ミュージアムのオープン後は、石川県金沢市とのつながりを意識した加賀野菜のほか、整備予定地に現存する理化学研究所の研究者が植樹した果樹（ナツミカン、ビワ、ウメ等）を活用したプログラムを視野に入れています。

・加賀野菜等の栽培を本プレ事業で実施する場合、区立板橋第五中学校内の花壇やプランターの活用を想定しています。また、学校敷地内での日常的な管理が必要なため、プログラムへの参加の対象は同校の生徒などに限定し、学校のセキュリティ対策を優先しながら進めていく方向です。



板橋区 ITABASHI

みんなにかけ橋

いたばし創造都市宣言

板橋区は、区民一人ひとりの創意を原動力とし、
あたたかでやさしいつながりを創り出す
創造都市 (Creative City) であることを宣言します。

創造都市とは、芸術・文化・デザインなどの
創造的な活動を、地域の価値創出、課題解決、
人と人の交流につなげ、
その取組を継続する都市です。

板橋区は、その実現のため、
「絵本のまち板橋」を軸とした活動を進めています。
これは、絵本の都ポローニャとの交流、
図書館・美術館の実績、
印刷・製本などのものづくり基盤を土台に、
絵本の持つ創造性と寛容性を活かし、
様々な交流や連鎖を生み出している取組です。

私たちは、デザインを、
人々の創意や地域の資源の
潜在的な価値を誰もが理解し、
活用していくための知恵、
人と地域と未来をつなぐかけ橋と捉えます。
今後もこのデザインの考え方を
まちづくりのあらゆる場面に応用し、
交流・対話を重ねながら、
持続可能な地域社会を共に創造していきます。

1. 人と人との「つながり」を育む

日々の暮らしの中にある一人ひとりの「創意」を尊重するとともに、
そこで生まれる個性を受け入れる「寛容性」が息づく地域文化を育むことで、
誰もが社会とのつながりを実感できる包摂的な環境を整えます。

2. 人とまち、文化と産業を「つなげる」

「人」と「創意」を起点とし、
対話を通じて活動を生み出すまちづくりのプロセスを重視することで、
新たな文化的挑戦を産業振興のみならず、
地域社会の様々な分野へとつなげる創造の循環を育み、
持続可能な地域経済の実現をめざします。

3. 世界を「つなぎ」、未来をひらく

住民、NPO、企業、団体など、多様な主体が共創する基盤を整え、
「絵本のまち」を軸とした共感と参画の好循環を創出します。
このつながりから生まれる発信を国際的なネットワークへ発展させ、
そのハブとして地球規模の課題解決に取り組みます。

令和8年1月28日 板橋区長

坂本 健

(仮称) 産業ミュージアムのプロモーション業務実績【令和7年度】

1 国史跡「陸軍板橋火薬製造所跡」一般公開イベント

開催日	令和7年10月4日(土)
開催場所	旧理化学研究所及び旧野口研究所
事業目的	<p>国史跡「陸軍板橋火薬製造所跡」の保存普及と活用を目的とし、加賀藩下屋敷跡から続く土地の変遷などの歴史的価値を広く周知する。</p> <p>また、通常非公開の遺構を直接公開することで、史跡保護への理解を深める。あわせて、地域の歴史資源の魅力を発信し、郷土愛の醸成と地域活性化を図るものである。</p>
来訪者	約1,300名
実施内容	<p>「近代化遺産全国一斉公開2025」の開催期間(令和7年10月から11月)に合わせ、国史跡「陸軍板橋火薬製造所跡」の特別公開を実施した。</p> <p>当日は雨天となったが、区内外から1,300名を超える来場者が訪れ、前年度実績(約700名)の約1.8倍という大幅な増加を記録した。</p> <p>自由見学と学芸員による建物内見学ツアー、歴史紹介のパネル展示を実施し、本史跡の歴史的価値を深く周知した。また、民間事業者(株式会社モスフードサービス)のキッチンカーの出店など、来場者の利便性とイベント性の向上を図った結果、幅広い層が集う盛況な事業となった。</p>
実施状況 (写真)	
制作物	・板橋区史跡公園(仮称)整備や(仮称)産業ミュージアムについての紹介パネル(10枚)

2 理化学研究所和光地区一般公開 2025 「知る理研、板橋との絆」

開催日	令和7年10月18日（土）
開催場所	理化学研究所和光地区
事業目的	理化学研究所と板橋区との歴史的なつながりを広く周知し、特に旧理化学研究所板橋分所に在籍した研究員や研究内容を来場者に発信する。これにより、史跡公園（仮称）および（仮称）産業ミュージアム整備に向けた気運醸成の向上を図る。
参加者	約 800 名（展示とクイズラリー）
実施内容	<p>理化学研究所（以下「理研」という。）が例年実施している、研究活動への理解促進と科学技術への関心喚起を目的とした一般公開に、令和7年度、板橋区として初めて参画した。</p> <p>展示ブースでは、旧板橋分所ゆかりの研究者や研究内容、および理研と区の歴史的・協力的な関係性を紹介するパネル展示を実施した。</p> <p>また、理研広報部および物理科学研究推進部の協力のもと、公開エリア内を周遊するクイズラリーを企画・運営した。本企画は、各展示ブースへの効果的な動線確保と誘引に寄与し、子どもから大人、専門家まで幅広い層の参加を得ることができた。地域と研究機関の連携を示すとともに、科学技術に対する市民の関心を高める有意義な機会となった。</p>
実施状況 （写真）	
制作物	<ul style="list-style-type: none"> ・旧板橋分所ゆかりの研究者や研究内容、および理研と区の歴史的・協力的な関係性を紹介するパネル（10 枚） ・クイズラリー用紙（1,000 枚） ・クイズラリー案内掲示（5 枚）
ノベルティ	<ul style="list-style-type: none"> ・立体消しゴム ・ボールペン ・液晶クリーナー

板橋区立板橋第五中学校ランチルーム現況資料 (板橋四丁目49番3号)

【内部写真】

①



②



③

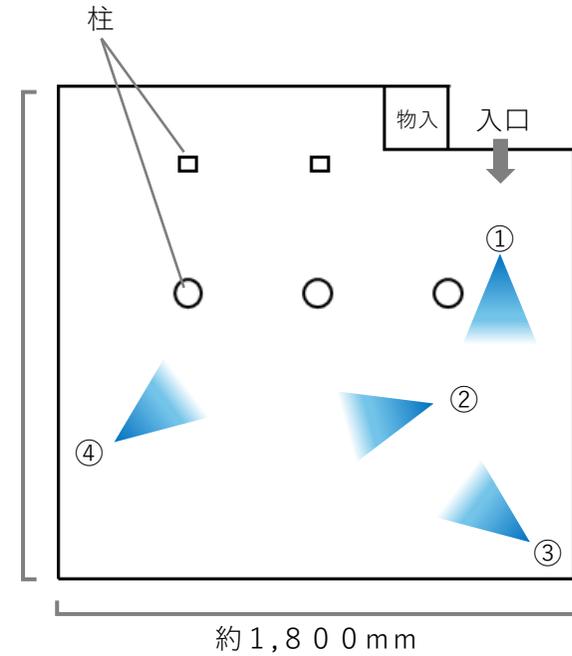


④



【平面図】

約1,700mm



約1,800mm

・・・内部写真撮影方向